

齒科保健課

1. 歯科保健対策について

厚生労働省では、生涯を通じた歯科保健活動を推進していくため、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を進めているところである。

各都道府県におかれても、本運動の一層の推進にご尽力をお願いする。

なお、厚生労働省としては、歯科保健対策として以下の取組を行っている。

(1) 8020運動の推進について

ア 8020運動推進特別事業

8020運動の積極的な全国展開を図るため、地域における8020運動に対する普及啓発を行うとともに、本運動の一層の推進と歯科保健の円滑な推進体制の整備を目的に「8020運動推進特別事業」を実施しているが、平成15年度予算案においても引き続き予算計上している。

この事業については、都道府県の創意工夫による地域の実情を踏まえた積極的な取り組みをお願いする。

イ 歯科保健推進事業

成人歯科保健事業、かかりつけ歯科医機能支援事業及び障害者等歯科保健サービス基盤整備事業を実施する。

- ① 成人歯科保健事業：歯科検診を受ける機会に恵まれない母親等地域住民に対して、市町村等が行う歯科健康診査・歯科保健指導等の実施に対する補助
- ② かかりつけ歯科医機能支援事業：地域の実状を踏まえた歯科保健、医療連携の取れた地域歯科保健体系の向上を図るために、市町村等が行うかかりつけ歯科医の機能の普及・啓発及び地域の実情に応じた事業の実施に対する補助
- ③ 障害者等歯科保健サービス基盤整備事業：障害者等への歯科保健サービス提供の環境整備を図るために、障害（児）者及び難病の者に対して、都道府県等が行う歯科検診・保健指導等の事業に対する補助

(2) 健康増進事業実施者歯科保健対策の推進について

先の第154回通常国会において成立した「健康増進法」では、その柱の一つに歯科保健の分野が明記されるとともに、国、地方公共団体の責務として、健康増進事業を行う健康増進事業実施者など関係者に対して、必要な技術的援助を与えるよう努めるとされているところ。

これらを踏まえ、平成15年度より「健康増進法」に対応する新規事業とし

て、都道府県・市町村・特別区による「健康増進事業実施者歯科保健支援モデル事業」を予算計上している。

事業内容としては、

- ①歯周疾患、歯牙喪失予防に関する効率的な歯科健診の在り方の調査・分析
- ②歯科健診から歯科医療機関における継続的な予防管理・歯科治療への連携体制の強化
- ③事後評価システムの構築

を想定しており、健康増進事業実施者に対する技術的援助の一つとして、効率的な歯科健診の在り方等を示すことにより、地域における健康増進事業の一層の推進に寄与できるものと考えており、本事業への積極的な取り組みをお願いします。

(3) 歯科保健関係行事について

平成15年度の行事予定は以下のとおりであるので、各都道府県におかれても歯科衛生思想の普及啓発や地域における歯科保健事業の積極的な実施をお願いします。

ア 6月4日～10日を歯の衛生週間とする。

イ 第24回全国歯科保健大会を11月15日に茨城県で開催を予定している。

(4) 保健所等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士について

成人歯科保健や母子歯科保健の充実に伴い、保健所等における歯科医師及び歯科衛生士の従事者数は増加してきているものの、歯科保健対策の推進のためにはまだ不十分であり、今後とも積極的な配置にご尽力をお願いします。

特に、現在未配置の県にあってはご努力をお願いします。

2. へき地等歯科医療対策について

へき地等における歯科医療対策として以下の事業に対する助成について平成15年度予算案に計上しているところである。

【へき地医療対策】

- ①無歯科医地区及び離島住民に対する歯科巡回診療事業
- ②過疎地域における歯科診療所の整備
- ③へき地中核病院設備整備（歯科医療機器分）

【救急医療対策】

- ①休日等歯科診療所の運営及び設備整備

②歯科の在宅当番医制の実施

3. 歯科医師の臨床研修について

(1) 歯科医師の臨床研修については、歯科医師法改正を含む「医療法等の一部を改正する法律」が第150回通常国会で成立し、平成18年4月から、診療に従事しようとするすべての歯科医師は卒後1年以上、臨床研修を受けなければならないこととなった。

現在、平成18年4月からの施行に向けて、歯科医師の資質の向上、全人的医療の推進という趣旨を踏まえた真に実効性のあるものとするべく、①研修歯科医が研修すべき事項・目標、②そのための研修プログラム、③研修終了の認定方法、④臨床研修施設の指定基準等について、具体的な検討を進めているところである。

(2) 歯科医師臨床研修指定施設の指定状況は、平成14年4月1日現在、歯科大学・歯学部附属病院、医科大学・医学部附属病院以外の一般病院及び歯科診療所の合計488施設が指定され、臨床研修が実施されているところである。

また、本年3月に医療関係者審議会歯科医師臨床研修部会を開催し、新たな臨床研修施設の指定を行うこととしている。

(3) 歯科医師臨床研修は実施率が6割程度に留まっており、また、研修歯科医を受け入れる臨床研修施設も不足の状況にある。平成18年4月からの歯科医師臨床研修の必修化に向けて早急にその拡充を図る必要があり、格段の御協力をお願いしたい。

4. フッ化物応用に関する動向について

平成11年11月に「フッ化物応用についての総合的な見解」として日本歯科医学会がとりまとめたフッ化物応用を推奨する答申を受け、むし歯予防を目的としたフッ化物の全身・局所応用に関してのより具体的な指針「う蝕予防のためのフッ化物洗口マニキュアル」が示されたところである。

先般、これらの研究の成果等を踏まえ、「8020」の達成という国民の口腔保健の向上に寄与するために、フッ化物洗口法の具体的な指針として「フッ化物洗口ガイドラインについて」(平成15年1月14日医政局長・健康局長連名通知)を発出したところである。

が、都道府県においては、関係部局と連携し、市町村や関係機関等関係者に対する周知を徹底されるようお願いする。

また、平成12年12月に日本歯科医師会では、う蝕の発生を安全かつ経済的に抑制する手段として水道水フッ化物添加が、各種フッ化物応用の中で、有効性、安全性、至便性、経済性等に対する、公衆衛生的に優れた方法であると認識し、水道水への添加という手段の性格上、これの実施は、最終的には、地方自治体の問題であり、その経過においては、地域の歯科医師会をはじめとする関連専門団体、地域住民との合意が前提であるとの見解を出している。

今後、自治体から水道水質基準（0.8mg/l）内でのフッ化物添加について技術支援要請があれば、水道事業者、水道利用者、地元歯科医師会等の理解等を前提に、厚生労働科学研究の成果を活用する等により歯科保健行政の一環として応じてまいりたい。